

特定非営利活動法人 NPO シンクネットワーク

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO シンクネットワークと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を広島県東広島市におく。また、必要に応じて支部をおくことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、次のことを目的とする。

この法人は、地域住民が求める自然環境の保全と地域住民の福祉を基本目的として、河川を始めとする景観美化を推進し、また地域の大学生や地域住民と共に、より良い社会を目指す情報、関心、企画、会議等の活動を支援する場の提供をもって、住みよいまちづくりと、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこなう。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 1) 黒瀬川及び支流の河川における自然環境の保全に係る調査、研究及び生物の保護
- 2) 黒瀬川及び支流の河川等のゴミの投棄を減らす運動の展開
- 3) 地域に点在する民間及び公共遊休地の有効活用として植花による景観美化運動の展開
- 4) 行政及び関係機関、団体等との福祉や環境に関する事業の連絡、協調
- 5) 住みよいまちづくりのための情報交換や企画設計、会議等に必要な場の提供と、これに付帯する軽飲食等を提供する店舗営業
- 6) 上記 1) ～4) に係る活動の報告や資料等資料等の編纂及び刊行

(2) その他の事業

- 1) パザー等のイベントを行い、不要となった日用品等の提供や交換、及び販売活動
- 2) 地域交流を促進させる事業の活動 等

- 2 前項(2)に掲げる事業は、同項(1)に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項(1)に掲げる事業にあてるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人又は団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 本法人に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の申込があったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は第1項の入会申込書の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、その旨を本人に通知しなければならない。
- 4 本法人に、準会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会員)

第8条 正会員は、総会において定める入会金及び、会費を納入しなければならない。

- 2 準会員は、総会において定める入会金及び、会費を納入しなければならない。
- 3 正会員及び準会員は、入会金及び会費の返還を求めることができない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上、会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ

ならない。

- (1) この定款、諸規定又は、総会の議決に違反したとき
- (2) 本法人の目的、趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本法人の名誉を傷つけ又は、本法人の運営に支障を及ぼすと、認められたとき

(搬出金品の不返還)

第 12 条 前 3 条（第 9 条から第 11 条）の規定により退会した、又は除名された者は、本法人の資産について、如何なる請求権も有しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、理事長 1 人、副理事長 1 人を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。又、監事は、この法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員は、法第 20 条に適合し、その構成は第 21 条に適合しなければならない。
- 5 役員に異動がある場合は、遅滞なく所轄庁に届けなければならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障あるときは、理事長に代わり、その職務を代行する。

(任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の何れかに該当するに至ったときは、総会の出席者の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行が困難となった場合
- (2) 職務上の義務違反その他、役員として相応しくない行為があった場合
この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員報酬及び費用の支弁に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会 議

(種類及び開催)

- 第 21 条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年 1 回開催する。
 - 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上からの請求があったとき
 - (3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事が招集したとき
 - 4 理事会は、毎年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(構成)

- 第 22 条 総会は正会員をもって、構成する。
- 2 理事会は、理事をもって、構成する。

(招集)

- 第 23 条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。
- 2 会議の招集は会議を構成する正会員又は、理事に対して会議の目的及び審議事項、日時、場所を記載した書面をもって、開催の日から 7 日前までに通知をしなければならない。
 - 3 但し、理事長が緊急を要する議事と認めて招集するときは、この限りではない。

(会議に付議すべき事項)

- 第 24 条 総会には、次の事項を付議する。
- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員を選任又は解任
 - (4) 役員の職務及び報酬
 - (5) 定款の変更、細則の変更
 - (6) 本法人の解散、合併
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) 前各号のほか、理事会より付議された事項

2 理事会は、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第 25 条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 会議の定足数、総会は正会員の 3 分の 1 以上、又、理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 27 条 議事は、この定款に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、理事長がこれを決する。

- 2 総会における議決事項は第 23 条 2 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

(表決権)

第 28 条 正会員又は理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 正会員又は理事は、やむを得ない理由で総会に出席出来ない場合は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の出席者に代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 総会においては、正会員数及び出席者数、又、理事会においては、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者数を付記）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印をしなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金等
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 31 条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種類とする。

(資産の管理)

第 32 条 本法人の資産の管理は、理事会の議決を経て理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第 33 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 34 条 本法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 35 条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利事業活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種類とする。

(事業年度)

第 36 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本法人の事業計画及び収支予算は、理事長が毎事業年ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予算費を設けることができる。
- 3 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じた場合は、総会の議決を経て既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本法人の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後すみやかに理事長が事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、監事の監査を受け、その年度終了後 2 ヶ月以内に、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じた場合は、翌事業年度に繰越すものとする。

第 7 章 定款の変更と解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款の変更は、法第 25 条 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を

得なければならない。

- 2 この定款の変更は、総会において、出席した正会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本法人が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定した団体に譲渡する。

第42条 本法人を合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を受け、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

第43条 本法人の公告は、本法人の掲示板に掲載するほか、官報に掲載する。

第9章 雑 則

(施行細則)

第44条 この定款の施行について必要な事項の細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- (1) この定款は、法人成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 正 路 孝 子

副理事長 合 田 スズ子

理事 久保井 寛 治

理事 湯 川 和 子

理事 正 路 隆 弘

理事 山 田 寛 治

監事 阿 部 公 樹

(3) この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条の規定に係わらず、成立の日から平成 17 年 5 月 31 日までとする。

(4) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 37 条の規定に係わらず、設立総会で定めるところによる。

(5) この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定に係わらず、設立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。

(6) この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員の入会金 (個人)	10,000 円
(団体)	100,000 円
会 費	0 円

(2) 準会員の入会金	0 円
会 費	0 円